

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（情報通信の技術を利用する方法）

第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第十六条の二 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

（新設）

- 一 内閣総理大臣 消費者委員会
- 二 経済産業大臣 消費経済審議会
- 三 法第六十七条第一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

（販売業者等に対する報告の徴収等）

第十七条 (略)

（販売業者等に対する報告の徴収等）

第十七条 (略)

法第六十六条第六項において準用する同条第一項の規定により主務大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十七条の三 法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第六十一条第一項、第六十三条及び第六十四条の規定による権限とする。

(都道府県が処理する事務)

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提

法第六十六条第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定により経済産業大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域内にわたり訪問販売に係る取引、

供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うもの
を含む。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。た
だし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、
連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提
供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれが
あり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特
に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつ
たときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する
事務並びにその事務に係る法第十二条の二並びに第六十六条第一
項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む
。)及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販
売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告(通信販
売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)が
された場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県
知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり
たり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害される
おそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処す
るため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要
請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げ
ない。

3 (略)

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に
係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定
する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内に
おける販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖
販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取
引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メ

連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提
供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれが
あり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特
に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつ
たときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げない。

2

法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する
事務並びにその事務に係る法第十二条の二及び第六十六条第一
項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、
販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされ
た場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事
が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり
通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそ
れがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するた
め特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請が
あつたときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げない
。

4 3 (略)

訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に
係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定
する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内に
おける販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖
販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取
引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メ

ール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)に係るもの

は、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自ら

その事務を行うことを妨げない。

5 通信販売に係る取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告(通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

(略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

(権限の委任)

第十九条 法第六十七条第二項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十

の事務を行うことを妨げない。

5 通信販売に係る取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

(略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第四項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

(新設)

六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に関するもの 当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者 一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行いう者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を管轄する経済産業局長

三 法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する経済産業局長

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(略)

第十九条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第六十条及び第六十六条
第一項から第三項までの規定による権限で訪問販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長
二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を管轄する財務局長又は財務支局長
三 法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する財務局長又は財務支局長
第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

(略)
本則に次の一条を加える。
(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十九条 法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第四条第一項の規定による消費経済審議会への諮問とする。

第十七条の三の見出し中「消費者庁長官」を「金融庁長官等」に改め、同条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

法第六十七条第二項の政令で定める権限は、第六十一条第一項、法第六十三条及び第六十四条第一項の規定による権限とする。

第十七条の三を第十八条とする。

(略)

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

第三条 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第四条第十一項及び第十二項の規定による諮問は、次の各号（同項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費者経済審議会に対してもするものとする。

一 内閣総理大臣	消費者委員会
二 経済産業大臣	消費者経済審議会
三 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）第十七条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十七条第	

附 則
(施行期日)
(新設)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会